

大月町障害者活躍推進計画

機関名

高知県幡多郡大月町

任命権者

大月町長 岡田 順一

計画期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日

課題

本町において、令和7年6月1日時点では法定雇用率を達成しているが、令和8年7月1日から法定雇用率が3.0%になることによって、法定雇用率が未達となる可能性がある。

今後も法定雇用率の達成を目指すとともに、採用した障害者が能力を最大限発揮できるよう、勤務しやすい職場体制の整備等が必要である。

目標

1. 採用に関する目標

各年度6月1日時点での法定雇用率達成。
任免状況通報書において状況を把握する。

2. 定着に関する目標

合理的配慮が不十分なことによる不本意な退職者を発生させない。

取組内容

1. 障害者の活躍を推進する体制整備

障害者雇用推進者として総務課長を選任する。
障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には適正に選任する。

2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

身体障害等により従来の業務が困難となった障害者から相談があった場合は、負担なく遂行できる業務の選定及び創出について検討を行う。また、今後の障害者雇用を見据え、他機関の事例の収集や検討を行う。

3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

障害者である職員に対しては随時行える相談のほか、人事評価面談の際、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて必要な措置について検討を行う。

4. その他

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。